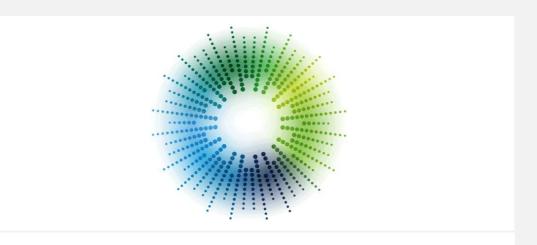
Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 20 December 2021



JSG ニュースレター <Tax>

「税務調査徴収法」の改正条文が 立法院で最終可決

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

11月30日付けで「税務調査徴収法」(中国語:税捐稽徴法)の改正条文が立法院で最終可決(中国語:三読通過)されました。改正条文第20条の施行日は行政院が定めますが、その他の改正条文は総統による公布後、施行されます。

今般の改正条文の主なポイントは、以下のとおりです。

改正ポイント	条文	新規追加/改正の内容
申告どおり査定		徴税機関は、申告どおりに査定された案件については、個別
された案件は、		に文書作成及び送達を行う手間を省き、納税者と徴税機
査定通知書の		関の双方のコストを軽減するため、査定通知書の公告方式
公告方式による		による送達を採用することができる。
送達を採用可		
	第 20 条	延滞金(中国語:滯納金)の徴収方法について、「3 日を
延滞金の徴収 税率の引き下げ	および	超える毎」(現行は2日を超える毎)に延滞税額の1%ずつ
	りょい 第 51 条	徴収し、最高徴収税率を 10%(現行は 15%)に引き下げ
	カ J l 采	ることにより、税収を確保するとともに、納税義務者の権益を

I		クボナス ナルエタナの地グロは ルエタナヴ ** タミワ
		保護する。本改正条文の施行日は、改正条文第 51 条の規
		定により、行政院が定める。
		査定により確定した徴税処分内容を取り消した後すぐに査
		定期間が満了してしまうという事態を回避するため、査定期
		┃ ┃ 間満了時に、以下のいずれかの状況に該当する場合は、その
		 消滅時効は完成していないものとする。
査定期間の未	第 21 条	1. 行政救済措置を提起し未終結の場合で、審査請求
満了事由を追		(中国語:訴願) または行政訴訟を取り消したことに
カロ		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		より処分が確定した日から起算して1年以内。
		2. 天災事変または不可抗力の事由により、徴税の査定
		ができなかった場合、当該事由の消滅した日から起算
		して6か月以内。
		改正条文第 23 条:
		1. 2007 年 3 月 5 日までに執行されたが、未終結である
		┃ ┃ 重大な未納付の案件について、執行期間を 10 年延
		 長し、2032 年 3 月 4 日までとする。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		 改正条文第 24 条:
	第 23 条	
租税に係る保	•	
全の強化	および	押えの申し立て時点を早め、従来の「納付すべき税金
	第 24 条	の未納付」となった時点から「法定納付期間の満了後
		(自主申告案件) 」または「納付通知書の送達後
		(査定後納付の案件または追加納付の案件)」に改
		正する。また、租税債権の保全を確実にするため、民
		法第 242 条から第 245 条、および信託法第 6 条、第
		7 条の代位権および取消権に関連する規定を準用す
		る条文を追加する。
		│ │ 納税義務者が以下のいずれかの状況に該当する場合、規定
		の納付期限までに徴税機関に対し、分割納付を申請するこ
// du/// //	## a a #	とができる。分割納付期間は3年を超えてはならない。
分割納付申請	第 26 条	1. 法に基づく納付すべき所得税について、客観的事実に
の適用事由を	の 1	より財務上の困難が生じている。
明文化	(新規)	2. 徴税機関の調査により多額の追徴税額を支払う必要
		がある。
		3. その他、地方政府が認定する地方税の分割納付の事
		由に該当する。
		1. 納税義務者の錯誤により過納付となった場合の還付
		申請期間を「10年」(現行は5年)とし、政府機関
		の錯誤による過納付となった場合の還付の申請期間
vm / I = + 1: ''		を「15年」(現行は無期限)とする。本条文改正前
還付請求権に		における政府機関の錯誤による還付案件については、
係る期間の改	第 28 条	その還付申請期間を本法改正施行日から起算して、
正		15 年とする。
		2. 納税義務がないことが明らかに知っていながら、税法ま
		たはその他の法律の納税に係る定めに違反し納付した
		 税額については、還付請求ができないことを規定する条
		文を追加する。例えば、銀行から借り入れを行うために
		人で石をある。かんは、歌コラック目が入れてコラスでのに

		架空の売上を計上し、それに応じて納付した税金につ いては、還付請求ができない。
強制執行が猶 予される税金納 付割合の引き 下げ		再審査(中国語:復查)により決定した納付すべき税額について、強制執行が猶予される条件となる税金納付の割合を「1/3」に引き下げる(現行は 1/2)。
税 金の脱漏に 対する処罰の強 化		改正条文第 41 条: 1. 納税義務者が、不正な手段により税金の脱漏を図った場合の刑事罰上の罰金を「1,000 万元以下」(現行は6万元以下)に引き上げる。 2. 脱税額が一定の金額に達する場合(個人 1,000 万元以上、営利事業 5,000 万元以上)、1 年以上 7年以下の有期懲役および 1,000 万元以上 1 億元以下の罰金を併科する。
		改正条文第 43 条: 3. 不正な手段による税金の脱漏を教唆または幇助した場合の刑事罰上の罰金を「100 万元以下」(現行は6 万元以下)に引き上げる。
証憑の交付/取得/保存を怠ったことによる処罰		営利事業が、規定に従い証憑の交付、取得または保存を行わなかった場合の行政罰上の過料は、査定により認定した総額の「5%以下」(現行は5%の固定比率)とし、柔軟に適用することとした。
無申告および申告を怠った場合のペナルティは 「過料」の規定に照らして処理	第 49 条	「無申告加算金」(中国語:滯報金又は怠報金)は、「過料」(中国語:罰鍰)に照らして処理することとし、租税の優先徴収並びに行政救済および分割納付に係る利子税に関する規定は適用しない。
通報報奨金制 度に係る規定を 追加	第 49 条 の 1 (新規)	脱税の告発に対する報奨金支払いに係る紛争を回避するため、報奨金の支払い、基準および受領資格制限を画一化する規定を追加する。

勤業衆信の見解

今般の改正では、延滞金課税、査定期間、適用法令の誤りによる還付申請期限に関する規定が改正されたほか、法に反する重大な脱税案件についての刑事責任の厳罰化および罰金の大幅な引き上げが行われました。納税義務者は、重大取引のスキームに関するアレンジについてより慎重な配慮が望まれます。節税への取り組みが、税務機関から法に反する重大な脱税案件であると認定され、刑事責任や高額な罰金のリスクに直面する状況に発展しないよう留意する必要があります。



Get in touch

過去のニュースレターは<u>こちら</u> 台湾 JSG のホームページはこちら



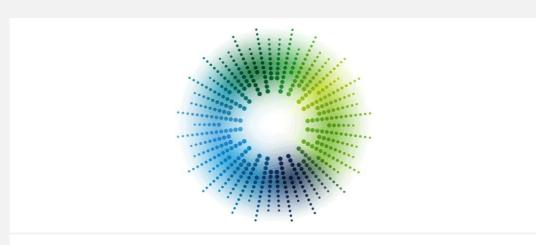
Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (*DTTL") ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンブール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガボール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織("Deloitte ネットワーク")は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利

Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 20 December 2021



日商組新聞稿 <Tax>

立法院三讀通過「稅捐稽徵法」部分條文修正案

立法院於 11 月 30 日三讀通過「稅捐稽徵法」部分條文修正案·除修正條文第 20 條施行日期由行政院定之·其餘修正條文將俟總統公布後施行。

謹提供本次修正重點如下:

修法方向	條次	增訂/修訂內容
如數核定案件 核定通知書採 公告送達	第 19 條	稅捐稽徵機關按申報資料核定案件之核定稅額通知書 得採公告送達,免個別填具及送達,以節省徵納雙方 成本。
調降滯納金加徵率	第 20 條 及 第 51 條	滯納金加徵方式修正為「每逾3日」(原2日)按滯納數額加徵1%·總加徵率降為10%(原15%)·以確保稅收兼顧納稅義務人權益;本修正條文施行日期·依修正條文第51條規定·由行政院定之。
增訂核課期間不完成事由	第 21 條	為避免核定稅捐處分一經撤銷即逾核課期間,稅捐之核課期間屆滿時,有下列情形之一者,其時效不完成: 一、對提起行政救濟尚未終結者,自核定稅捐處分經訴願或行政訴訟撤銷須另為處分確定之日起算一年內。 二、因天災、事變或不可抗力之事由致未能作成核定稅捐處分者,自妨礙事由消滅之日起算六個月內。

第 23 條 及 第 24 條	一、修正第23條·96年3月5日前已移送執行尚未終結重大欠稅案件之執行期間·延長10年至121年3月4日。 二、修正第24條·對於妨害稅捐執行之欠稅案件·稅捐稽徵機關聲請假扣押時點由「欠繳應納稅捐」修正為「法定繳納期間屆滿(自繳案件)或繳納通知文書送達後(核定開徵或補徵案件)」;並增訂準用民法第242條至第245條及信託法第6條至第7條代位權及撤銷權相關規定·以確保稅捐債權。
增訂第 26 條之 1	納稅義務人有下列情形之一,得於規定納稅期限內向稅捐稽徵機關申請分期繳納,核准期間不得逾三年: 一、依法應繳納所得稅,因客觀事實發生財務困難。 二、經稅捐稽徵機關查獲應補徵鉅額稅捐。 三、其他地方政府認定符合分期繳納地方稅之事由。
第 28 條	一、因納稅義務人錯誤致溢繳稅款申請退稅期間修正為「10年」(原5年);因政府機關錯誤者修正為「15年」(原無期限),本條文修正前因政府機關錯誤致溢繳稅款案件,申請退稅期間,自本法修正施行日起算15年。 二、新增明知無納稅義務,違反稅法或其他法律規定而為繳納之款項,例如為向銀行詐貸虛增營業額所繳納之相關稅款,不得請求返還。
第 39 條	繳納復查決定應納稅額得暫緩移送執行之金額比例調 降為「 $1/3$ 」(原為 $1/2$)。
第 41 條 及 第 43 條	修正第 41 條: 一、納稅義務人以不正當方法逃漏稅捐之刑事罰金提高為「1,000萬元以下」(原為6萬以下)。 二、逃漏稅達一定金額者(個人1,000萬元以上,營利事業5,000萬元以上)。處1年以上7年以下有期徒刑,併科1,000萬元以上1億元以下罰金。修正第 43 條: 三、教唆或幫助以不正當方法逃漏稅捐之刑事罰金提高為「100萬元以下」(原6萬元以下)。
第 44 條	對於營利事業未依規定給與、未取得或未保存憑證之 罰鍰,由按查明認定總額「處百分之五」之固定比率 修正為「處百分之五以下」,保留適用彈性。
第 49 條	「滯報金」及「怠報金」比照「罰鍰」‧不適用稅捐 優先與關於行政救濟及分期繳納加計利息之規定。
增訂第 49條之1	新增檢舉獎金核發、標準及領取資格限制,以劃一檢 舉逃漏稅核發檢舉獎金相關規定,避免爭議。
	ス第24條第第第第第第44及第43條第44條第44條第49條第49條第49條第第

勤業眾信觀點

修正條文除了修訂滯納金加徵、核課期間、適用法令錯誤申請退稅期限規定外,對於不法重大逃漏稅案件加重刑責及大幅提高罰金,納稅義務人對於重大交易架構的安排應更審慎,避免節稅架構被稅務機關認定為不法重大逃漏稅案件,而須面臨刑責及高額罰金的風險。



日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL") · 以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體 · DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司·也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員·皆為具有獨立法律地位之個別法律實體·提供來自 100 多個城市的服務·包括:奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成,僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前,請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人,Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利